

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和3年10月21日（令和3年（行情）諮問第446号）

答申日：令和4年3月14日（令和3年度（行情）答申第579号）

事件名：特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

国家安全保障会議の記録【四大臣会合】（令和2年8月4日）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年7月16日付け閣安保第207号により、国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録が存在するのであれば、その特定を求める。

（3）全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「「安全保障戦略のありようについて、この夏、国家安全保障会議で徹底的に議論し、新しい方向性をしっかりと打ち出」（令和2年6月18日内閣総理大臣記者会見）す業務のために行政文書ファイルに綴った文書の全てのうち、令和3年5月10日付け閣安保第136号で「残りの部分」とされた文書の全て、及び当該決定の後に綴られた文書の全て。」の行政文書開示請求に対して、処分庁において、法

9条1項に基づき原処分を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し」、「電磁的記録についても特定すること」及び「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求める旨の審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

処分庁においては、原処分において不開示箇所を適正に特定しており、開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

また、原処分は、処分庁が法11条の規定を適用した上で行った相当の部分に係る開示等決定であり、審査請求人が開示を求める文書に該当する文書については、原処分で開示された文書の外には限らないのであって、審査請求人もそのことを承知した上で、相当の部分に係る開示決定につき、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」こととしたものと解される。

他方で、上述したとおり、処分庁においては法11条の規定を適用した上で、残りの部分については令和4年1月4日までに開示決定等することとしていることから、現時点で審査請求人が開示を求める文書に該当する文書を開示決定等することは困難である。

以上の点から、原処分は妥当である。

3 審査請求人の主張について

- (1) 「一部に対する不開示決定の取消し。」との点については、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁において対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

- (2) 「電磁的記録についても特定を求める。」との点については、「電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求めるものである。」旨、主張している。

しかしながら、処分庁においては、本件開示請求に対して、原処分のとおり電磁的記録を適正に特定している。また、本件審査請求を受け、処分庁において改めて対象文書を探索したが、原処分で特定した電磁的記録以外の存在は確認できなかったとのことであり、処分庁において、原処分において電磁的記録を適正に特定していると認められるところである。

- (3) 「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。」との点については、「平成24年度（行情）答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすること」を求めるものである。」旨主張している。

しかしながら、原処分は、処分庁が法 11 条の規定を適用した上で行った相当の部分に係る開示等決定であり、審査請求人が開示を求める文書に該当する文書については、原処分が開示された文書の外にないとは限らないのであって、審査請求人もそのことを承知した上で、相当の部分に係る開示決定につき、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」こととしたものと解される。

他方で、上述したとおり、処分庁においては法 11 条の規定を適用した上で、残りの部分については令和 4 年 1 月 4 日までに開示決定等することとしていることから、現時点で審査請求人が開示を求める文書に該当する文書を開示決定等することは困難である。

4 結語

以上のとおり、本件開示請求につき、法 9 条 1 項に基づき行った開示等決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 3 年 10 月 21 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 11 月 4 日 審議
- ④ 令和 4 年 2 月 10 日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年 3 月 8 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、国家安全保障会議の記録【四大臣会合】（令和 2 年 8 月 4 日）であり、処分庁は、その一部を法 5 条 3 号及び 5 号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書の 1 枚目 5 行目の不開示部分には、国家安全保障会議の開催場所が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する重要事項を審議する会議の今後の開催場所が推察され、敵対する勢力から妨害措置を講じられるなど、国家安全保障会議の開催に支障を来し、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件対象文書の1枚目右上の不開示部分には、文書の取扱区分等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、国家安全保障会議の各回の議事内容の秘匿度等が明らかとなり、同会議の議題や日程等の公開された情報と照合することによって、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されるなど、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 本件対象文書の1枚目21行目以降の不開示部分には、国家安全保障会議における議事内容が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久